

浜松市小型自動車競走場附属施設の利用に関する要綱

平成 13 年 2 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、浜松市小型自動車競走場附属施設を市民の利用に供することについて必要な事項を定める。

(利用に供する施設)

第 2 条 利用に供する施設は、浜松市小型自動車競走場の駐車場、及び遊園地(以下「附属施設」という。)とする。

(利用できる者)

第 3 条 附属施設を利用しようとする者は、利用の趣旨、目的に公共性があると認められるものとする。

(利用できる日)

第 4 条 附属施設を利用することができる日は、オートレース場の開催等に支障がない日とする。

(利用許可の申請)

第 5 条 附属施設を利用しようとする者は、利用しようとする日の 7 日前までに浜松市小型自動車競走場附属施設利用許可申請書(以下「申請書」という。)を公営競技室長(以下「室長」という。)に提出しなければならない。

2 前項に定める申請書の受付けは、原則として利用しようとする日の属する利用できる期間の 2 ヶ月前の初日からとする。ただし、地方公共団体若しくはこれに類する団体、又は地元自治会等は、原則として 3 ヶ月前の 15 日からとする。

(利用の許可)

第 6 条 室長は、申請書が提出されたつどこれを審査し、適当と認めたときは浜松市小型自動車競走場附属施設利用許可証(以下「許可証」という。)を交付する。この場合において、複数の者が同じ施設を同じ日に申請したときは、抽選により決定する。ただし、地方公共団体若しくはこれに類する団体、又は地元自治会等は、優先して許可するものとする。

(許可事項の取消し又は変更の申請)

第 7 条 前条により許可を受けた者が、許可を受けた事項を取消し又は変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を室長に提出しなければならない。

(利用の制限)

第 8 条 室長は、次の各号のいずれかに該当するときは、附属施設の利用を許可しない。

- (1) 近隣住民に迷惑をかける異常騒音、並びに公の秩序及び善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 政治的活動並びに宗教的布教活動に利用するおそれがあるとき。
- (3) 営利を図る目的で利用するおそれがあるとき。

- (4) 集团的又は常習的に暴力的行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、管理上支障があると認めるとき。

2 室長は、許可するにあたり附属施設の管理上必要な範囲内で、条件を付することができる。

(使用料)

第9条 附属施設使用料は、無料とする。

(利用許可の取消し等)

第10条 室長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の条件を変更し、利用を停止又は利用許可を取り消すものとする。

- (1) 附属施設を利用する者が、この要綱に違反したとき。
- (2) オートレース場が開催されるとき。
- (3) その他管理上支障があると認めるとき。

2 前項の規程により、利用の条件を変更、利用を停止又は利用許可を取り消された者に対して、市はその損失について補償はしない。

(権利の譲渡禁止)

第11条 利用者は、利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第12条 利用者は、附属施設の利用を終了したとき、又は第10条の規定により利用を停止、若しくは利用許可を取り消されたときは、直ちに附属施設を原状に回復しなければならない。

(損害賠償等)

第13条 利用者は、その利用する施設及び設備等を損傷し、又は滅失したときは、その損害について市長が定める額を賠償しなければならない。

(利用の特例)

第14条 遊園地を近隣住民の利用に供する日において、住民が個々に利用する場合は、第5条及び第6条の手続きを省略し、第8条から前条までの規定を準用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 浜松市小型自動車競走場附属施設利用要綱(平成9年9月17日施行)は、廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。